

# ほんにん いし たいせつ けんり まも 本人の意思を大切に、権利を守ります

たとえ意思決定に困難があっても、本人抜きに周りが決めたり、押しつけたりせず、意思形成  
意思表明・意思実現を支援していくことが求められています。  
信頼関係を築き、地域に根差した権利擁護支援チームによって本人とともに課題の解決を目指  
していきます。

## 【相談】

成年後見制度の内容や手続きが  
知りたい。  
障がいのある子の将来(親亡き後)が  
不安。  
一人暮らしのお年寄りが悪質商法の  
被害を受けているかもしれない。  
こんな時、ご相談ください。



## 【権利擁護支援チーム】

本人を中心とした支援チームの  
形成、運営のアドバイスをして  
権利を擁護し、関係諸機関へ  
つなぎます。

後見人をサポートします。



## 【広報】

成年後見制度を知って  
いただき、制度の利用を検討  
できるよう情報を発信して  
いきます。

講演会や研修会を企画し  
開催します。



## 弁護士・社会福祉士などの専門相談も

まいづき だい すいようび  
**毎月第2水曜日**

ごご じ ごご じ  
**午後2時～午後3時**  
ごご じ ごご じ  
**午後3時～午後4時**

予約

- 専門相談は事前予約が必要です。(実施日の5日前まで)
- 予約の連絡は福祉総務課(こうけん・ゆうゆうサポート)まで
- 相談時間は1人45分程度 1日に2組まで
- 予約時に職員が相談内容を事前にお伺いします。
- 相談内容の秘密は守ります。



# こうけん・ゆうゆうサポート

ひとりで決めることがしんぱいな人へ/  
ひとく ひとく ひとく  
その人らしい暮らしをいっしょにつくる

## 成年後見制度

せいねんこうけんせいど

どうだんいん どうだん  
相談員による相談は、いつでも受け付けています

### かんが いっしょに考えます

ひとりく 一人暮らしで  
しんぞく 親族は遠方にいる。  
もしものことが不安にな  
っている。  
いま 今できることは、ど  
なことか?



つま ようかい 妻が要介護の認定を受  
けた。自宅で最期を迎  
るか、施設に入所するか  
ふたり はなあ 二人で話し合っている。  
まだ先のことだが、制度  
を知っておきたい。

にんちじょう 認知症になった父と同居  
することにした。父の家  
を売るには、後見人が  
必要と言われた。業者  
は、「全て任せて」と言  
っていたが、制度をきちん  
と知りたい。

とし 年のせいか 親の様子が  
おかしくなった。  
たの 頼まれて代わりに銀行  
へ行ったら「成年  
後見人でないと…」と  
言われた。  
どういうことなのか、  
おし 教えてほしい。

しよう 障がいを持つ子ども  
のはおや の母親は、子どもが  
せいじん 成人したら成年後見  
せいど 制度を利用するように  
いわれた。制度を知り  
たい。

かたのしふくしふくしきうむか  
交野市福祉部福祉総務課

こうけん・ゆうゆうサポート(中核機関)

〒576-0034

かたのしあまの はらちょう  
交野市天野が原町5-5-1

かたのしりつほけんふくしきう  
(交野市立保健福祉総合センター1階)

電話: 072-893-6400

Fax: 072-895-6065

午前9時～午後5時30分

(月曜日～金曜日)



## もうした 申立ては誰が？

ほんにんおよ しんとうない しんぞく  
本人及び4親等内の親族です。  
だれ 誰もいなかつたり 協力を得ら  
れなければ市長が申し立てるこ  
ともあります。



## 判断能力の判定は？

いし しんだん かてい  
医師の診断などにより、家庭  
さいばんしょ はんだん  
裁判所が判断します。  
ほじょ 「補助」「保佐」「後見」の類型  
があります。



## 後見人はどう選ぶ？

かてい いさいばんしょ ほんにん もっと  
家庭裁判所が、本人にとって最  
もふさわしい人を選びます。  
なってほしい人を候補者にでき  
ますが、他の専門家になる場合  
もあります。

いろいろな相談にのり、  
安心して生活ができる  
環境を整えます。

ふくし 福祉サービス利用や  
りょう 入院手続き、契約を  
てつだ お手伝い。

ほんにん いしけってい しえん  
本人の意思決定の支援  
いしけいせい いし ひょうめい  
意思形成、意思表明を  
しえん 支援して、意思実現の  
てつだ お手伝い。

ざいさん かんり つうちょう かんり  
財産の管理、通帳の管理  
しはら とち たてもの  
や支払い、土地・建物な  
どの管理のお手伝い。

## ご相談ください。

こうれい びょうき しょう など けんざん ちから じゅうぶん  
高齢や病気、障がいなどで判断する力が十分でなく心配なときは、  
しんぱい

- お金が上手く管理できない。
- 高価な商品を勧められ買ってしまった。
- 自分の年金を勝手に使われている。
- 慎い通りの福祉サービスが利用できない。など

## 成年後見人などができること、すること

ふよう ぶっひん こうにゅう  
不要な物品の購入や  
ふりえき けいやくとりけ 不利益な契約の取消し。  
ほうていこうけん (法定後見)



やくしょ きんこう てつづ 役所や銀行などの手続き  
しょるい かくにん や書類の確認。



## 後見人ができること

- ・手術や延命など医療の同意
- ・連帯保証人や、身元引受人
- ・結婚、離婚、遺言などの同意  
とりけ や取消し。

せいかつじょうきょう かくにん みまも 生活状況の確認・見守  
り、チームで本人の思い  
つた を伝えます。



## 報酬は必要？

せんもんか こうけんにん 専門家が後見人になると  
ほうしゃう ひつよう 報酬が必要になります。  
こうけんにん かてい いさいばんしょ ほんにん 後見人は、家庭裁判所が本人  
しさん さいさん の資産などによって定めた  
ほうしゃう ほんにん さいさん う 報酬を本人の財産から受け  
取ります。  
(交野市の助成制度が利用できる  
はあい 場合があります)



## 申立て費用は どれくらい？

もうした てすうりょう いし 申立て手数料や、医師の  
しんだんしょ こせきとうほん じゅうみんひょう 診断書、戸籍謄本・住民票  
ひょう の費用です。鑑定が必要  
はあい な場合があります。  
べんこし しほうしょし いらい 弁護士・司法書士に依頼  
はあい する場合、ケースによっ  
て異なります。  
(交野市の助成制度が利用できる  
はあい 場合があります)